

## 足利市電子入札運用基準

この運用基準は、足利市契約規則（昭和51年足利市規則第23号）及び足利市電子入札実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、電子入札に係る入札手続を適切かつ円滑に運用するため、必要な基準を定めるものとする。

### 1 電子入札実施の基本方針

電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理することとし、原則として書面による入札書の提出（以下「紙入札」という。）は認めないものとする。ただし、特に必要と認めた場合は、この限りでない。

### 2 紙入札の承諾基準

#### (1) 当初から紙入札での参加を認める基準

入札執行者は、入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）から、実施要領第7条第2項に規定する紙入札方式参加承諾願（以下「紙入札承諾願」という。）が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当する場合に限り、紙入札を承諾するものとする。

- ① 電子入札システムは既に導入済みであるが、ICカードが失効、閉塞又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合
- ② 電子入札システムは既に導入済みであるが、システム障害又は通信障害等により参加できない場合
- ③ 電子入札システム導入の準備を行っているが、間に合わない場合

#### (2) 電子入札から紙入札への変更を認める基準

電子入札手続の開始後、入札参加者から紙入札への変更を求められ、紙入札承諾願が提出されたときは、次のいずれかの事由に該当し、かつ、入札書の受付締切日時までに紙入札への変更手続の完了が見込め、全体の入札手続に影響がないと認められる場合に限って、紙入札への変更を認めるものとする。

- ① システム障害又は通信障害等により締切に間に合わない場合
- ② ICカードが失効、閉塞又は破損等のやむを得ない事由により使用できない場合
- ③ その他明らかに電子入札によることが困難であると認められる場合

#### (3) 紙入札への変更を認めた場合の取扱い

前2号の規定により、紙入札への変更を認めた場合は、当該入札参加者について、速やかに紙入札により入札に参加する者（以下「紙入札者」という。）として電子入札システムに登録し、当該紙入札者に対し、紙入札への変更後においては電子入札システムによる処理を行わないよう指示するものとする。ただし、既に処理済みの電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取り扱い、別途の手續を要しないものとする。

#### (4) 紙入札者の入札書等取扱い

- ① 紙入札者の書類等の提出期限は、電子入札システムによる当該書類の提出期限と同一とする。
- ② 紙入札者は、入札書及び積算内訳書を提出するときは、長型3号（120mm×235mm）で中身が透けて見えない封筒に入れて封かんし、封筒には次の事項を記載するものとする。
  - ・ 表面に記載する事項  
開札年月日、工事（委託）名、入札書在中
  - ・ 裏面に記載する事項  
紙入札者の住所、商号又は名称、代表者の氏名
- ③ 紙入札者は、くじ引きとなった場合のため、あらかじめ電子入札システムに内蔵された電子くじ用の3桁の任意の数値を入札書に記載するものとする。なお、電子くじ用の数値の記載がない場合は、入札書記載金額の上3桁の数字を電子くじ用の数値とみなすものとする。

### 3 利用者登録及びICカード

#### (1) 利用者登録

- ① 入札者参加者は、初めて電子入札を利用するとき又は電子入札業者番号の再交付を受けようとするときは、電子入札業者番号交付申請書（別記様式第1号）により申請し、電子入札業者番号の交付を受け、電子入札システムに利用者登録をしなければならない。
- ② 入札執行者は、電子入札業者番号通知書（別記様式第2号）により、入札参加者に対し、速やかに業者番号を交付するものとする。
- ③ 入札執行者は、入札参加者が、建設工事及び建設工事に係る調査設計委託業務の両方で電子入札に参加するときは、それぞれに対し業者番号を交付するものとする。
- ④ 入札参加者は、使用するICカードに記録されている内容に変更があった

場合、速やかに利用者登録の変更をしなければならない。

(2) ICカード

- ① 電子入札を利用できるICカードは、入札参加資格者名簿に登載されている代表者又は受任者（代表者から入札、契約締結等に関する権限を委任された者。以下同じ。）に係る実施要領第2条第4号に規定する特定認証業務を行う者が発行したもので、開札日時において有効なものとする。
- ② 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）におけるICカードは、特定JVの代表構成員の代表者又は受任者のICカードとする。

(3) 申請方法

持参、郵送、メールとする。

(4) 交付方法

メール又は入札参加者が用意する返信用封筒とする。なお、メールにて交付する場合は、パスワードによる保護をしなければならない。

#### 4 案件登録

(1) 各受付期間等の設定

- ① 入札書受付開始予定日時は、開札予定日の6日前（足利市の休日を定める条例（平成元年足利市条例第4号）第1条に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。以下同じ）午前9時を標準とする。
- ② 入札書受付締切予定日時は、開札予定日時の前日午後4時を標準とする。
- ③ 積算内訳書の開封予定日時は、開札予定日時と同一とする。
- ④ その他の期間等日時の設定に当たっては、従来の紙入札における運用に準じて設定するものとする。

(2) 指名通知日又は入札公告日以降の案件の修正

指名通知日又は入札公告日以降において、案件登録情報に錯誤が認められた場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行うものとする。

- ① 錯誤案件に対して入札書等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。

（修正例：受付開始時刻 13：00 同締切時刻 13：01）

- ② 件名に追記入力した修正登録を行い、錯誤案件である旨を入札参加者に示す。

（修正例：「本案件は、登録錯誤につき取り消し、同一案件名称により再登録」）

- ③ 新規の案件として改めて登録する。

- ④ 既に入札書等の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡のとれる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して入札書等を送信するように依頼する。

(3) 紙入札への移行時の処理

特段の事情により入札執行者が当該案件を電子入札から紙入札へ移行するに至った場合には、当該案件名に「（紙入札に移行）」（見積の場合は、「（紙見積に移行）」）と追記変更し、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとする。

## 5 入札

(1) 添付書類の取扱い

- ① 一般競争入札における入札参加申請書及び入札書に添付する積算内訳書（以下「添付書類」という。）は、市ホームページからダウンロードしたファイルのみを使用するものとする。
- ② 添付書類の作成に使用するアプリケーションソフト及び保存するファイルの形式は、次に掲げるものとする。なお、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は利用しないものとする。

番号	使用アプリケーション	保存するファイル形式
1	Microsoft Word	Word 9 5 形式以降
2	Adobe Acrobat	P D F （Acrobat 5.0 形式以降）

- ③ 入札参加者から提出された添付書類にウイルス感染が判明した場合、直ちに閲覧等中止し、ウイルス感染している旨を当該入札参加者に電話等で連絡し、必要に応じ持参又は郵送により改めて提出するよう指示するものとする。

(2) 質問及び回答

電子入札の公告の内容に関する質問については、書面を持参又はFAXして行うものとする。この場合において、当該質問に対する回答は、市ホームページに掲載するものとする。

(3) 評価項目算定資料の提出

総合評価落札方式における評価項目算定資料は、持参により提出するものとする。

## 6 開札

(1) 確認申請書等の提出

入札執行者は、事後審査型条件付き一般競争入札において落札候補者が決定したときは、確認申請書等を持参により提出させるものとする。

(2) 開札を中止する場合の取扱い

開札を中止する場合は、電子入札システム又はその他適当な手段により、当該案件の入札参加者全員に、開札を中止する旨の通知を行うとともに、既に提出された入札書については開封しないものとする。

(3) 入札参加者側の障害による開札時間等の変更

① 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申出があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。

② すぐに復旧できないと判断され、かつ、次のいずれかに該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札書受付締切予定日時及び開札予定日時の変更（延長）を行うことができるものとする。（なお、電子入札から紙入札への変更を認める基準については、2（2）参照。）

ア 天災

イ 広域・地域的停電

ウ プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

エ その他時間延長が妥当であると認められる場合

（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

③ 変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等で対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等で対応する。）

(4) 入札執行者側の障害による開札時間等の変更

① 入札執行者側に障害が発生した場合は、電子入札システムのシステム管理者と協議し、障害復旧の見込みがある場合には、入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更（延長）を行い、障害復旧の見込みがない場合には、紙入札に移行するものとする。

② 復旧の見込みがあるが、変更後の開札予定日時が直ちに決定できない場

合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信する（送信できない場合は、電話等に対応する。）ものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信する。（送信できない場合は、電話等に対応する。）

## 7 ICカード不正使用等への対応

入札参加者がICカードを3に掲げる事項に違反して使用した場合又は次に掲げる不正使用等をした場合は、当該入札参加者の指名の取消し又は入札の無効等により、当該入札への参加を認めないことができる。

なお、落札後に不正使用等が判明した場合は、契約締結前であれば、契約締結を行わないことができる。また、契約締結後に不正使用等が判明した場合は、着工工事の進捗状況等を考慮して契約を解除するか否かを判断するものとする。

- (1) 他人のICカードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した場合
- (2) 代表者又は受任者が変更となっているにもかかわらず、変更前の代表者又は受任者のICカードを使用して入札に参加した場合
- (3) 同一案件に対して、同一業者が故意に複数のICカードを使用して入札に参加した場合
- (4) その他、明らかにICカードを不正使用したものと認められる場合

## 8 運用時間

### (1) 電子入札システムの運用時間

電子入札システムの運用時間は、次の時間帯とする。（市の休日を除く。）

区 分	運用時間
入札執行者	午前8時30分～午後9時
入札参加者	午前8時30分～午後8時

### (2) ヘルプデスクの運用時間

電子入札ヘルプデスクの運用時間は、市の休日を除く午前9時から午後5時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

附 則

この運用基準は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和3年1月19日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和3年6月18日から適用する。